

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年4月23日

分任支出負担行為担当官

上川中部森林管理署長 飯島 康夫

1 競争入札に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）により行う。

また、システムによる入札によりがたい者は、発注者へ事前に届け出る事により紙入札で参加することができるものとする。

(1) 契約名、規格及び予定数量等、納入場所

物件番号	契約名	規格及び予定数量等	納入場所
第1号	令和8年度上川中部森林管理署建設機械賃貸借単価契約	<ul style="list-style-type: none">・バックホウ（排出ガス対策型・山積0.45m³級）550時間・バックホウ（排出ガス対策型・山積0.80m³級）10時間・大型ブレーカ（排出ガス対策型・1,300kg級・山積0.80m³級・軟岩I）10時間 ※上記機種の運搬経費は、20kmまで、30kmまで、40kmまで、及び50kmまでの4区分とし、それぞれ適用する。 <ul style="list-style-type: none">・ホイールローダ（排出ガス対策型・バケット山積1.3～1.4m³級）10時間・ダンプトラック（積載質量4t積）10時間・ダンプトラック（積載質量10t積）10時間 ※上記機種の運搬経費は、拠点から作業現場までを自走とし、運転時間に含める。	上川中部森林管理署管内一円とする。

※上記の予定数量等は見込みであり、最低発注数量を保証するものでない

- (2) 契約日 落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）

- (3) 履行期限 契約締結の翌日から令和8年12月25日（金曜日）まで
（事業期間）

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）の『役務の提供等』の『その他』においてA、B、C、又はDの等級に登録されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 北海道森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) バックホウ、大型ブレーカ及びホイールローダについては、地山の掘削作業主任者を配置できること。
- (6) ア システムにより入札する場合

令和8年5月14日（木曜日）午後1時までに上記（3）の証明書類をシステムにより送信しておかなければならない。また、委任状がある場合は、証明書類と併せて送信するか、別途システムにより委任状を登録しておかなければならない。

イ 紙入札により入札する場合

本公告に記載された資格を有していると認められる上記（3）の証明書類及び別添「紙入札参加届」を令和8年5月14日（木曜日）午後1時までに5の（1）に示す場所に提出しなければならない。また、委任状がある場合は、当日の入札開始時刻10分前までに6の（2）に示す場所に提出しなければならない。なお、委任状提出時に本人確認を行うことがある。

3 入札の方法

- (1) 紙入札により入札する場合は、入札書に物件番号・物件名を明瞭に記載して入札内訳書を添付すること。また、システムにより入札する場合は、入札内訳書を入札書に添付すること。

なお、入札金額は入札内訳書に各項目の予定数量に単価を記入し、乗じた金額の合計が入札書の金額となるので、入札内訳書の合計額と入札金額が一致していることを確認すること。入札内訳書の合計額と入札金額が一致していない場合は、その入札書を無効とする。

- (2) 落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入

札書に記載すること。

4 契約条項及び北海道森林管理局競争契約入札心得を交付する場所並びに日時

- (1) 掲載場所 契約条項については、北海道森林管理局のホームページ及びシステム上に
入札公告の仕様書等として全て掲載しており、入札心得については、北海道森林管理局
のホームページ上の次の場所に掲載しています。

『北海道森林管理局ホームページ>公売・入札情報>競争参加資格関係・入札参加者
への注意事項等>資料7：北海道森林管理局競争契約入札心得』

- (2) 日 時 令和8年4月23日（木曜日）～令和8年5月14日（木曜日）まで

5 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次により書面で提出すること。

- ① 受領期限 令和8年5月11日（月曜日）午後5時まで

持参する場合は、上記期限までの休日を除く毎日、午前9時から午後5
時まで。（ただし、正午から午後1時を除く。）

- ② 提出場所 上川中部森林管理署 総務グループ（総括事務管理官）

〒070-8003 旭川市神楽3条5丁目3番11号

電話 0166-61-0206

メールアドレス：h_kamikawachubu@maff.go.jp

- ③ 提出方法 書面の持参、電子メール、システム、又は郵送による（様式自由）。

郵送による場合は、受領期限必着とする。

- (2) (1) の質問に対する回答は、書面、電子メール及びシステムにより行う。また、(1)
の質問及び回答書の写しを、北海道森林管理局のホームページに掲載する方法により
公表する。

掲載期間 令和8年5月12日（火曜日）～令和8年5月14日（木曜日）

6 入札及び開札の場所、日時及び入札書の提出方法

- (1) システムにより入札する場合

入札開始日 令和8年5月12日（火曜日）9時00分

入札締切 令和8年5月15日（金曜日）14時00分

締切後直ちに開札する。

- (2) 紙入札により入札する場合

場 所 上川中部森林管理署 会議室

旭川市神楽3条5丁目3番11号

日 時 令和8年5月15日（金曜日）14時00分入札開始

締切後直ちに開札する。

- (3) 郵便により入札する場合

郵便入札を認める。郵便により入札を行う場合は、以下の日時、送付先に入札書が到

着するように郵便（書留郵便に限る）で差し出すこと。

ただし、再度の入札を引き続き行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札には参加できません。

日 時 令和8年5月14日（木曜日）17時00分まで

送付先 〒070-8003 旭川市神楽3条5丁目3番11号

上川中部森林管理署 総務グループ（総括事務管理官）

※ 郵便による入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（物件番号・物件名）の入札書在中」と記した上で外封筒に入れて投函すること。

また、外封筒の封皮にも「何月何日開札（物件番号・物件名）の入札書在中」と記すこと。

※ 本公告等に記載された資格等を満たしていると認められる証明書類等を同時に提出するは外封筒に同封すること。

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 落札者の決定方法

予決令第 79 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

9 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格にない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 契約書の作成

契約にあたっては契約書を作成するものとし、システムによる契約を可とする。

11 その他

(1) 本公告に記載のない事項については、仕様書、北海道森林管理局競争契約入札心得及び契約書（案）による。

(2) システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(3) システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(4) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

※「電子調達システム」については、北海道森林管理局のホームページを参照願います。

https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiri/denshi_chotatsu.html

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、下記をご覧ください。

『[北海道森林管理局ホームページ](#)>公売・入札情報>発注者綱紀保持対策』

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。